

野生動物から農作物と身を守ろう！

問 林政課 ☎26-1111 (内線365)

地域ぐるみの対策が効果的

イノシシやニホンジカをはじめ、アライグマ、ヌートリアなどの野生動物による農作物への被害が深刻となっています。

最近では農作物以外にも人への危害や自動車との衝突事故、家屋の屋根裏への侵入などの被害が広がっています。野生動物への被害対策は、



▶ 出前講座を受講する壮寿会の皆さん

個々の住民が個人的に対策を行うことも重要ですが、地域で対策を実施した方が効果的です。そのため地域の皆さんが共通意識を持って、対策に取り組むことが重要になります。

三郷町で出前講座

8月8日、三郷町深瀬地区の壮健倶楽部「壮寿会」の皆さんが、「野生動物から農作物を守る」と題した出前講座を受講しました。農作物を野生動物から守り、安心して作ることができるようになるためには、どういったことが必要かを資料で説明を受けたり、実際に使用するわなや野生動物を追い払う道具を見たりして対策を学びました。

この日は市林政課の職員が講師となった他、専門性の高い講師として、地域ぐるみで獣害対策を行う団体などを支援している、鳥獣被害対策専門の稲垣指導員（岐阜県恵那農林事務所農業振興課所属）を特別講師に招きました。

三郷町付近にある夕立山は、多く



▲定期的に除草と電柵の点検を！

電気柵の設置は適切に

野生動物の水田や農地への侵入防止策として、効果の高い対策が電気柵の設置です。ただし、日中は電源が切れている場合が多いため、侵入

電気柵の

チェックポイント

- 1 柵線の設置不良（柵線が高い。柵線が二段なら地面から20センチ間隔が適当。くぼ地で生じる隙間）
- 2 水路での設置不良（水路をまたいで生じる隙間）
- 3 施行不良（がいしの取り付けが、柵の内側に向いている）
- 4 設置箇所による不通電（アスファルト際やコンクリート際、砂利道際）
- 5 管理上の不良（草が伸びて漏電、柵線の弛み、断線）
- 6 設置位置の不良（法面からの侵入、電牧器の設置位置）

される危険があります。電気柵の設置方法や維持管理が適切でない効果が無くなります。特に水路やくぼ地の隙間から侵入されることが多くなっていることです。丁寧に隙間をふさぐように柵線を設置しましょう。また、アスファルトやコンクリートの道路、砂利の際に電気柵を設置すると電流が流れにくく、効果が薄くなります。土の上と比べ、半分の電圧になる場合もあります。除草などの管理に手間が掛かるかもしれませんが、電気が流れやすい部分を電気柵から最低でも50センチは確保しましょう。水田の場合は、ほ場の中に電気柵を設置するのが一番効果的です。通電も問題なく、除草剤で雑草による漏電もありません。ただし、



講座の感想

壮寿会 西尾 勉 会長

地域の壮健クラブで出前講座を利用して、いつもと違う内容の行事を計画してみました。地域でもイノシシやアライグマ、ハクビシンなどで困っていました。講座で学んだ害獣の捕獲に役立つ餌などを参考に実践してみようと思います。



鳥獣被害対策専門指導員 稲垣 大朗 指導員
(岐阜県恵那農林事務所農業振興課) ☎26-1111 (内線319)

の野生動物が生息しています。最近はその生息数も多くなっている現状を聞きました。山では野生動物が増えています。餌となる木の実などは増えていないため、慢性的な餌不足となっています。そのため人口減少などで人間の気配が少なくなった里や、山と人里の境があいまいになった里に、放任果樹など栄養価の高い食べ物に執着した野生動物が出没し、山へ帰らなくなっている状況です。市内全域で多く出没しているイノシシは夜行性と言われていますが、実は日中でも活動しています。ではなぜ、日中に目撃しないかというと、イノシシは手入れの行き届いていない里山のやぶの中から、周囲を観察して、危険がないか様子を見ながら出ているのです。危険がないと分かると、えさを求めて動き出します。

電気柵から最低1メートル距離をとって水稲を作付けする必要があります（倒伏して漏電するため）。

農作物被害防止のため田や畑に電気柵を設置することは有効です。しかし、不用意に触れると感電する恐れがありますので、電気柵には絶対に近づかないようにしてください。電気柵を設置して



▲看板を設置して注意を促す！

野生動物捕獲のための講習も利用して

電気柵を設置する以外にも、被害を減らすためには、野生動物を捕獲することも有効な手段の一つです。特定外来生物のアライグマとヌートリアを捕獲する前には、安全な捕獲を行うために必ず市で講習を受ける必要があります。講習終了後には特定外来生物捕獲従事者証が発行され、自身での捕獲が可能となります。従事者として登録した方には、無償で箱わなの貸し出しします。

獣害防止柵設置費用の一部補助

市では野生鳥獣による農作物への被害防止対策として、集落単位で設置する電気柵や、ワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵への補助金を交付しています。集落で獣害防止柵の設置を考えている場合は、購入する前に相談ください。

■対象地域 集落単位での電気柵など設置を行うことが可能な地域

※対象農家数3戸以上、公共性が認められる場合

■補助率 総資材費の3分の1以内

※人件費やテスター、ソーラーパネルは補助対象外

■申請方法 集落などの団体を事業主体とし、代表者が申請ください。申請の際には設置予定位置図、見積書が必要です。侵入防止柵の設置については、ほ場の条件により異なりますので申請前に相談ください。

■申請・問い合わせ 林政課(西庁舎3階、☎26-1111内線365)

野生動物に出会う前に

県内ではツキノワグマが多く目撃されています。4月から11月はツキノワグマが食べ物を探して活動する時期です。他県では重大な人身事故も発生しています。山林へ入るときは、クマ鈴やラジオなどを携帯してください。もしも野生動物と出会ってしまったら、ゆっくりと後ずさりして逃げましょう。野生動物は本来、臆病な動物です。出会った場合は刺激を与えないようにしましょう。追いかけて、物を投げつけたりすると、「もう人間と戦うしかない」と思い、突撃してきます。



これらの野生動物が人里へ出ないようするには、餌となる果物や未収穫の作物などの残りがすを放置せず、早期に除去してください。